

申立人らが川内村（旧緊急時避難準備区域）の自宅屋外に放置したままで避難を余儀なくされ、不具合の生じた重機について、不具合と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の寄与度を8割として修理代金が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。  
記

財物価値喪失（重機修理費用）

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として金198,694円の支払い義務があることを認める。

（内訳）

①バックホー〇	修理代金	95,122円
②バックホー〇	修理代金	71,484円
③キャリアダンプ	修理代金	32,088円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月8日

（仲介委員 徳田 暁）